

新型コロナウイルス感染症を契機とした
 文化財修理事業等の国庫補助率及び都補助率の加算措置を踏まえた
 区文化財保護事業補助金交付要綱の改正について

■ 経緯

文化庁では、文化財修理事業や防災施設整備事業等について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって補助事業者が減収となっても事業を継続することができるよう、補助率の加算措置を行っている。

また、この改正に合わせ、随伴補助にあたっては、国による加算措置がその効力を減ずることなく発揮できるよう「加算措置を行う前の交付額又は交付予定額の給付額保障の措置を行う等、格別の配慮を行う」よう通知があった。

なお、東京都においても、この通知を踏まえた要綱改正を行っている。

■ 改正の概要

国および東京都にて加算が適用された場合、その加算措置の効力を減ずることがないように、区の要綱を改正する。

(例) 総事業費 100 万円の国庫補助事業 (都・区が随伴補助を行う) の場合

【要綱改正前】

・当初申請時

国庫補助(50万円) ※総事業費の1/2を補助	都補助(25万円) ※国庫補助を差し引いた額の1/2を補助	区補助(12万円) 国および都の補助額を差し引いた額の1/2を補助	事業者負担分(13万円)
----------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	--------------

・コロナ加算措置後

国庫補助(50万円) ※総事業費の1/2を補助	国庫コロナ加算(10%) (10万円)	都補助(20万円) ※国庫補助を差し引いた額の1/2を補助	区補助(10万円) 国および都の補助額を差し引いた額の1/2を補助	事業者負担分(10万円)
----------------------------	------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	--------------

要綱改正を行わないと、国庫加算分(10万円)の効力が減じてしまう(事業者負担分軽減は3万円にとどまる)。



【要綱改正後】コロナ加算前の補助額を保障するよう改正

国庫加算分と同額(10万円)が軽減

国庫補助(50万円)	国庫コロナ加算(10%) (10万円)	都補助(25万円) ※コロナ加算前の都補助額を保障	区補助(12万円) ※コロナ加算前の区補助額を保障	事業者負担分(3万円)
------------	------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------

※前頁に記載の改正のほか、有形民俗文化財の維持管理に必要な、除草・樹木剪定等を補助対象事業に含めるため、別表1を併せて改正する。

<新旧対照表>

新			旧		
本文			本文		
<p>第6条 補助金の交付額（率）は、予算の範囲内で、別表1の右欄に掲げる通り（1000円未満切捨て）とし、1事業につき500万円を限度とする。</p> <p>2 第4条の（2）については、第1項に準ずる。</p> <p>3 第4条の（3）については、<u>国庫補助事業は補助事業費から国および都の補助額差し引いた額の2分の1とし、東京都補助事業は補助事業費の4分の1とする。但し、東京都補助金事業で補助額が補助事業費の4分の3を超える場合は、補助額を差し引いた金額の2分の1とする。</u></p> <p>4 <u>補助金の額は、1事業につき500万円を限度とし、</u>区長が特に必要と認めた場合は、予算の範囲内で500万円を超えて交付することができるが、補助事業者の負担額を上回る額を交付することはできない。<u>但し、国庫補助金および東京都補助金に、交付決定後、特別な加算があった場合、交付額は加算前の額のままとし、補助事業者の負担額を超えて交付することができる。</u></p>			<p>第6条 補助金の交付額（率）は、予算の範囲内で、別表1の右欄に掲げる通り（1000円未満切捨て）とし、1事業につき500万円を限度とする。</p> <p>2 第4条の（2）については、第1項に準ずる。</p> <p>3 第4条の（3）については、補助事業費から国および都の補助額を差し引いた金額の2分の1の額とし、1事業につき500万円を限度とする。</p> <p>4 区長が特に必要と認めた場合は、予算の範囲内で500万円を超えて交付することができるが、補助事業者の負担額を上回る額を交付することはできない。</p>		
別表1			別表1		
有形民俗文化財	管理工事	保護策設置、覆屋（保存庫を含む）設置、排水施設設置、 <u>除草・樹木選定、その他文化財の管理に関わる工事等</u>	有形民俗文化財	管理工事	保護策設置、覆屋（保存庫を含む）設置、排水施設設置

■ 改正日：令和2年11月1日（東京都の要綱改正に合わせ、遡及して改正）